

令和7年度滝沢市一般廃棄物処理実施計画

第1章 基本的事項

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和7年度滝沢市一般廃棄物処理実施計画を策定するものとし、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項は、滝沢市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月改定。以下同じ。）等の定めるところによる。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 一般廃棄物の処理主体

本市の区域内における一般廃棄物の処理主体は、次のとおりとする。

区分		処理区分		
		収集・運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系ごみ	○滝沢・雫石環境組合 ○排出者又は滝沢・雫石環境組合の許可業者	滝沢・雫石環境組合	滝沢・雫石環境組合
	事業系ごみ	○排出者又は滝沢・雫石環境組合の許可業者		
	犬・猫等の死体	○滝沢・雫石環境組合 ○排出者		
し尿・浄化槽汚泥		○盛岡地区衛生処理組合の許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合

4 一般廃棄物の処理施設

一般廃棄物の処理施設は、次のとおりである。

(1) ごみ処理施設

施設の種類	施設名	管理主体	処理形態、処理能力等
ごみ焼却施設	滝沢清掃センター	滝沢・雫石環境組合	・処理形態 シャフト式ガス化直接熔融炉 ・処理能力 100t/日（50t/日×2炉）
粗大ごみ処理設備			・処理形態 破碎処理 ・処理能力 8t/日

施設の種類	施設名	管理主体	処理形態、処理能力等
資源化処理施設	滝沢リサイクルセンター	滝沢・雫石環境組合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理形態 手選別処理・機械選別処理・圧縮処理 ・処理能力 13.7t/日
最終処分場	滝沢最終処分場		<ul style="list-style-type: none"> ・処理形態 管理型（セルアンドサンドイッチ式） ・埋立面積 10,500 m² ・埋立容量 56,674 m³ ・残余容量 23,199 m³

(2) し尿処理施設

施設の種類	施設名	管理主体	処理形態、処理能力等
し尿処理施設	滝沢処理センター（第一処理棟）	盛岡地区衛生処理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理形態 標準脱窒素処理・高度処理 ・処理能力 100kL/日（し尿70kL/日・浄化槽汚泥30kL/日）
	滝沢処理センター（第二処理棟）	盛岡地区衛生処理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理形態 膜分離高負荷脱窒素処理 ・処理能力 70kL/日（し尿50kL/日・浄化槽汚泥20kL/日）
汚泥再生処理設備	滝沢処理センター（第二処理棟）	盛岡地区衛生処理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・処理形態 油温減圧乾燥処理 ・処理能力：170kL/日

5 一般廃棄物の排出抑制、適正処理等

本市では、滝沢市一般廃棄物処理基本計画のごみ処理及び生活排水処理の基本理念・基本方針に基づき、ごみの減量及び資源化の数値目標を掲げており、当該数値目標を達成するため、市民、事業者、各種団体及び市の連携・協働により滝沢市ごみ減量化行動計画（後期）（令和5年3月策定）に掲げる各施策を着実に実行し、一般廃棄物の排出抑制を図るとともに、引き続き滝沢・雫石環境組合及び盛岡地区衛生処理組合と連携し、一般廃棄物の適正処理等を行います。

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみの発生量の見込み

ごみの発生見込量は、次のとおりとする。

区分		ごみ発生見込量
可燃ごみ	普通ごみ	12,985 t
	中型ごみ	1,518 t
計		14,503 t
資源ごみ	金属	350 t
	ガラス	401 t
	ペットボトル	195 t
	新聞・布	835 t
計		1,781 t
合計		16,284 t

2 ごみの収集・運搬計画

ごみの収集・運搬計画は、次のとおりとする。

区分		収集・運搬方法	収集・運搬処理見込量
可燃ごみ	普通ごみ	・滝沢・雫石環境組合がごみ集積所から直接収集 ・排出者が直接搬入又は滝沢・雫石環境組合の許可業者が収集・運搬	12,985 t
	中型ごみ		1,518 t
計			14,503 t
資源ごみ	金属	・滝沢・雫石環境組合がごみ集積所から直接収集 ・排出者が直接搬入又は滝沢・雫石環境組合の許可業者が収集・運搬	350 t
	ガラス		401 t
	ペットボトル		195 t
	新聞・布		835 t
計			1,781 t
粗大ごみ		・滝沢・雫石環境組合が戸別収集 ・排出者が直接搬入	/
犬・猫等の死体		・滝沢・雫石環境組合が市の公共用地等から直接収集 ・排出者が直接搬入	

3 ごみの中間処理計画及び最終処分計画

ごみの中間処理計画及び最終処分計画は、次のとおりとする。

区分		中間処理 見込量
ごみ焼却処理	排出ごみ	14,482 t
	資源ごみ残渣	417 t
計		14,899 t
資源化処理	資源化物	1,555 t
	スラグ・メタル	1,687 t
計		3,242 t

区分		最終処分 見込量
最終処分（埋立て）	焼却残渣 （熔融飛灰）	617 t
	直接埋立て	21 t
計		638 t

第3章 生活排水処理実施計画

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

し尿・浄化槽汚泥の発生見込量は、次のとおりとする。

区分	し尿・浄化槽汚泥 発生見込量
し尿	9,344kL
浄化槽汚泥	7,099kL
計	16,443kL

2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画は、次のとおりとする。

区分	収集・運搬方法	収集・運搬 処理見込量
し尿	盛岡地区衛生処理組合の許可業者が収集・運搬	9,344kL
浄化槽汚泥	盛岡地区衛生処理組合の許可業者が収集・運搬	7,099kL

3 し尿・浄化槽汚泥の中間処理計画及び最終処分

し尿・浄化槽汚泥の中間処理計画及び最終処分は、次のとおりとする。

区分		中間処理 見込量
し尿処理	し尿	9,344kL
	浄化槽汚泥	7,099kL
計		16,443kL
汚泥再生処理	し尿	9,344kL
	浄化槽汚泥	7,099kL
計		16,443kL

備考 1 盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターから生じるし尿・浄化槽汚泥の処理残渣は、同組合が一般廃棄物処理業者へ委託し、焼却処分する。

2 小数点以下は、四捨五入としたことから内数が一致しない場合がある。